

## 体育行事参加補助金交付要綱

- |             |   |
|-------------|---|
| 対 象         | <p>当組合の組合員（被保険者）で、組合が開催する体育行事に参加できない地域に所在する事業所及び支社・支店・営業所等に勤務している方など。<u>但し、組合が開催する体育行事に参加した場合は対象外。</u></p> <p>(1) 事業所または支社・支店等において体育行事を実施した場合。<br/>(2) 自治体、体育協会及び業界団体等が主催する体育行事に参加した場合。</p> <p>※ 社員旅行の際に上記行事を行った場合は、対象外となります。</p> |
| 補助金交付の期間    | 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施したものに限ります。  |
| 補助金の限度額及び対象 | <p>(1) 補助金の限度額<br/>補助対象となる体育行事に参加した組合員（被保険者）に対し、1人あたり年間3,000円を限度として交付します。</p> <p>(2) 補助の対象<br/>当該行事实施に必要とするもの（会場使用料、用具代、賞品代、体育行事参加費等）に限ります。</p> <p>(3) 補助の対象外<br/><u>交通費、懇親会費（アルコール類・おつまみ・おかし等）および組合が対象と認められない費用。</u></p>         |
| 手 続 き       | <p>(1) 体育行事实施前に、別紙様式1「体育行事实施申請書」と「実施要綱（企画書）」を組合宛に<u>1ヶ月前までに必ず提出</u>し、補助金交付事業としての承認を受けてください。</p>   |

- (2) 体育行事実施後に、別紙様式2「体育行事参加補助金交付請求書」、「請求者名簿」、「実施費用明細書」、「実施報告書」に必要事項を記入し、領収書またはレシートの現物及び成績一覧表・実施状況のわかる参加者全員の集合写真を添付のうえ、各支店・営業所等を統括する本社の健保事務担当者を経由して保健施設事業課宛にご提出ください。  
なお、大阪支部管掌事業所は大阪支部に提出してください。  
※記入漏れがないようご確認ください。

#### 注 意 事 項

- (1) 実施日までに必ず申請書原本を提出してください。  
(2) 複数の事業所（事業所記号の異なる事業所）が合同で実施する場合は、それぞれの事業所で申請・請求してください。  
(3) 実施費用内訳は単価等がわかるように記入してください。

#### 問 い 合 わ せ

出版健康保険組合 保健施設事業課

電話 03-3292-5004

〒101-8304 東京都千代田区神田駿河台1-7

出版健康保険組合 大阪支部

電話 06-6944-4300

〒540-0012 大阪府中央区谷町1-7-4

MF天満橋ビル9F

## ～「マイヘルスウェブ」のご登録についてのご案内～

個人向け健康管理支援サイト「マイヘルスウェブ」では、ご自身の健康情報をPCやスマートフォンで、いつ、どこでも閲覧できるほか、組合主催のスポーツ大会等に参加するとポイントが付き、ポイントがたまると抽選でQUOカード（10,000円）や図書カード（2,000円）が当たります。ご登録いただ  
いていない方は、是非、この機会にご登録をお願いします。

### 「マイヘルスウェブ」のご案内

ご覧いただくのはこちらから

URL [「https://www.phia.or.jp/checkup/my-health-web/」](https://www.phia.or.jp/checkup/my-health-web/)

初回登録（ログイン）：500 p  
スポーツ大会等へ参加：都度 50 p



ご登録はこちらから

※ご登録の際は、健康保険証をご用意ください。

（今後、マイナ保険証利用に伴い、登録方法が変更になります。

その際は、ホームページ等で改めてご案内いたします。）



ご登録方法などの問い合わせ

ヘルプデスク（土・日・祝日を除く平日午前9時～午後5時）

TEL 03-5213-4467

事業管理部（土・日・祝日を除く平日午前9時～午後5時）

TEL 03-3292-5009

健康保険証は2024年12月2日に廃止

医療機関の受診は  
マイナ保険証で

マイナ  
保険証  
始まっています！

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの（手続き方法は裏面）

今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？

メリット  
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。（本人が同意した場合のみ）

メリット  
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に！！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額医療費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。